

内閣府告示第百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千歳市
- 三 構造改革特別区域の名称 農村再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千歳市の区域の一部（駒里地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 恵庭市
- 三 構造改革特別区域の名称 恵庭市幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 恵庭市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北広島市
- 三 構造改革特別区域の名称 北広島市幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北広島市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡東川町
- 三 構造改革特別区域の名称 北海道東川町幼保一元化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡東川町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 遠野市
- 三 構造改革特別区域の名称 日本のふるさと再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 遠野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採

草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県岩手郡安代町
- 三 構造改革特別区域の名称 あしるふるさと再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岩手県岩手郡安代町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県二戸郡浄法寺町
- 三 構造改革特別区域の名称 浄法寺ふるさと再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岩手県二戸郡浄法寺町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県二戸郡一戸町
- 三 構造改革特別区域の名称 公設民営型小規模多機能福祉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岩手県二戸郡一戸町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業（九

〇七 一）

内閣府告示第二百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県登米郡豊里町
- 三 構造改革特別区域の名称 豊里小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県登米郡豊里町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県仙北郡千畑町
- 三 構造改革特別区域の名称 千畑町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秋田県仙北郡千畑町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 郡山市
- 三 構造改革特別区域の名称 郡山市中心市街地駐車場運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 郡山市の区域の一部（駐車場整備地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業（一一二一一）

内閣府告示第二百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県、栃木県及び群馬県
- 三 構造改革特別区域の名称 広域連携物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水戸市、日立市、下館市、結城市、常陸太田市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村、那珂町及び大宮町、久慈郡金砂郷町、真壁郡協和町、結城郡八千代町並びに猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、

芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町並びに安蘇郡田沼町及び葛生町並びに前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び薮塚本町並びに邑楽郡邑楽町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一一〇四）

内閣府告示第二百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 川口市
- 三 構造改革特別区域の名称 川口市障害者コミュニケーション充実特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 川口市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第二百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秩父市
- 三 構造改革特別区域の名称 秩父市幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秩父市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第二百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秩父市
- 三 構造改革特別区域の名称 秩父市障害者地域ケア特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秩父市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志木市
- 三 構造改革特別区域の名称 志木市地方自立特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 志木市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第二百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北本市
- 三 構造改革特別区域の名称 北本市きめ細かな教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北本市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第二百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及び千葉県山武郡山武町
- 三 構造改革特別区域の名称 有機農業推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉県山武郡山武町の区域のうち、大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 みなとの賑わい特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区及び金沢区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一一二〇八）

内閣府告示第二百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小田原市
- 三 構造改革特別区域の名称 医師臨床研修推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小田原市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第二百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県足柄下郡箱根町
- 三 構造改革特別区域の名称 箱根町幼保一元化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神奈川県足柄下郡箱根町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第二百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県、富山市、滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東砺波郡福野町

三 構造改革特別区域の名称 富山型デイサービス推進特区

四 構造改革特別区域の範囲 富山市、滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東砺波郡福野町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第二百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県婦負郡八尾町
- 三 構造改革特別区域の名称 越中八尾スロータウン特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山県婦負郡八尾町の区域の一部（黒瀬谷、卯花、室牧、野積、仁歩及び大長谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）
、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後
の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県
- 三 構造改革特別区域の名称 河北潟干拓地農業活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 金沢市並びに石川県河北郡津幡町、宇ノ気町及び内灘町の区域の一部（国営河北潟干拓事業における農地造成地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第二百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県北巨摩郡小淵沢町
- 三 構造改革特別区域の名称 こぶちさわアグリルネッサンス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山梨県北巨摩郡小淵沢町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第二百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県北佐久郡立科町
- 三 構造改革特別区域の名称 都市農村交流空間創造特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県北佐久郡立科町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）

内閣府告示第二百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県

三 構造改革特別区域の名称 美しいひだ・みの景観特区

四 構造改革特別区域の範囲 高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡

御嵩町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維

持事業（一二〇九）

内閣府告示第二百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県及び岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 岐阜市中心商店街再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の区域の一部（柳ヶ瀬地区及び駅前地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二））

内閣府告示第二百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 岐阜発「英語でふるさと自慢」特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 不登校生徒を対象とした「ぎふ・学びの部屋」特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八））及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 岐阜市きれい・すつきり簡易除却モデル特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（一二〇九）

内閣府告示第二百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 岐阜市駐車場運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の区域の一部（岐阜駅北地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する）。
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業（一一二一一）

内閣府告示第二百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 掛川市
- 三 構造改革特別区域の名称 保育一元・幼保一元特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 掛川市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第二百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 三 構造改革特別区域の名称 あいち新たな農業・関連産業人づくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業（九〇五）

内閣府告示第二百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡豊根村
- 三 構造改革特別区域の名称 とよねがんばらマイカー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡豊根村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第二百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 津市及び三重県安芸郡河芸町
- 三 構造改革特別区域の名称 複合型産業集積特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部（中勢北部サイエンスシティ）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第二百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県員弁郡藤原町
- 三 構造改革特別区域の名称 藤原町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三重県員弁郡藤原町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第二百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県飯南郡飯高町
- 三 構造改革特別区域の名称 飯高町NPO福祉移送サービステ区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三重県飯南郡飯高町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第二百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 三 構造改革特別区域の名称 京都市不登校生徒学習支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八））

内閣府告示第二百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 堺市
- 三 構造改革特別区域の名称 さかいバリュアブル・スタッフ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 堺市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第二百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 人と自然との共生ゾーン特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市北区及び西区の区域の一部（農業保全区域及び集落居住区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）
、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後
の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 六甲有馬観光特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市東灘区、灘区、中央区及び北区の区域のうち国立公園の区域並びに神戸市北区有馬町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一

三〇一及び一三〇二）

内閣府告示第二百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加西市
- 三 構造改革特別区域の名称 加西市幼児園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 加西市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における保育所見及び幼稚園児の合同活動事業（九一四

内閣府告示第二百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県
- 三 構造改革特別区域の名称 ふるさと「なら」屋外広告物美観風致維持特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 奈良県の区域（奈良市の全域を除く。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区並びに一般国道、県道及び市町村道の区域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維

持事業（一二〇九）

内閣府告示第二百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良市
- 三 構造改革特別区域の名称 奈良市屋外広告景観維持特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 奈良市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（一二〇九）

内閣府告示第二百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県海草郡野上町
- 三 構造改革特別区域の名称 農地有効利用活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 和歌山県海草郡野上町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県東牟婁郡太地町
- 三 構造改革特別区域の名称 幼保教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 和歌山県東牟婁郡太地町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

内閣府告示第二百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県東伯郡羽合町
- 三 構造改革特別区域の名称 保育の充実による若者支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鳥取県東伯郡羽合町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第二百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県
- 三 構造改革特別区域の名称 児童福祉施設調理特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業（九〇八（九一一））

内閣府告示第二百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県
- 三 構造改革特別区域の名称 水島港国際物流・産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 倉敷市の区域の一部（水島港臨港地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一二〇一）、公有

水面埋立地における用途区分柔軟化事業（一二〇二）、特定埠頭運営効率化推進事業（一二〇三）及び自動車
の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一二〇四）

内閣府告示第二百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉敷市
- 三 構造改革特別区域の名称 くらしき広告景観特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 倉敷市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（一二〇九）

内閣府告示第二百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県浅口郡鴨方町
- 三 構造改革特別区域の名称 鴨方町酒米栽培振興特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県浅口郡鴨方町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県英田郡東粟倉村
- 三 構造改革特別区域の名称 東粟倉村農地活用推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県英田郡東粟倉村の区域のうち農業振興地域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県
- 三 構造改革特別区域の名称 さぬき農村ふれあい特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 香川県小豆郡土庄町、木田郡三木町及び香川郡香南町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）

内閣府告示第二百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県

三 構造改革特別区域の名称 瀬戸内海国際観光特区

四 構造改革特別区域の範囲 高松市、丸亀市、坂出市及び観音寺市並びに香川県小豆郡内海町、土庄町及

び池田町、木田郡庵治町、香川郡直島町、仲多度郡多度津町並びに三豊郡詫間町の区域の一部（男木島、

女木島、本島、牛島、広島、手島、小手島、櫃石島、岩黒島、与島、小与島、伊吹島、小豆島、豊島、小

豊島、沖之島、大島、直島、屏風島、向島、佐柳島、高見島、栗島及び志々島）（詳細は内閣府において

閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）（短期滞在査証の発給手続の簡素化事業（六〇一））

内閣府告示第二百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県小豆郡池田町
- 三 構造改革特別区域の名称 小豆島こどもセンター運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 香川県小豆郡池田町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第二百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松山市
- 三 構造改革特別区域の名称 松山市観て歩いて暮せるまちづくり交通特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 松山市の区域の一部（中心市街地、道後地区及び三津地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） まちづくり交通安全対策事業（一〇二）

内閣府告示第二百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町
- 三 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市、西条市及び東予市並びに愛媛県周桑郡小松町及び丹原町並びに越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

内閣府告示第二百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県
- 三 構造改革特別区域の名称 高知県農の担い手育成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高知県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業（九〇五）

内閣府告示第二百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際理解教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県、北九州市及び福岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 ロボット開発・実証実験特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北九州市及び福岡市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） ロボット公道実験円滑化事業（一〇三）

内閣府告示第二百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県
- 三 構造改革特別区域の名称 佐賀県幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市並びに佐賀県佐賀郡諸富町、川副町、久保田町、大和町及び富士町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町、北茂安町及び三根町、東松浦郡浜玉町及び呼子町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。(三歳未満児に係る幼稚園入園事業(八〇六))

内閣府告示第二百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊万里市
- 三 構造改革特別区域の名称 伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 伊万里市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続き

の迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）及び研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要
化事業（一一二二三）

内閣府告示第二百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 しま交流人口拡大特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎県下県郡厳原町、美津島町及び豊玉町並びに上県郡峰町、上県町及び上対馬町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（短期滞在査証の発給手続の簡素化事業（六〇一）及び構造改革

特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県

三 構造改革特別区域の名称 ながさき幼稚園早期入園特区

四 構造改革特別区域の範囲 長崎市、諫早市及び松浦市並びに長崎県西彼杵郡高島町、野母崎町、三和町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、崎戸町及び大瀬戸町、東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、北高来郡飯盛町、南高来郡有明町、国見町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南有馬町、北有馬町、有家町、布津町及び深江町並びに北松浦郡生月町、江迎町、田平町及び吉井町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。(三歳未満児に係る幼稚園入園事業(八〇六))

内閣府告示第二百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県

三 構造改革特別区域の名称 ながさきデイサービス特区

四 構造改革特別区域の範囲 佐世保市及び大村市並びに長崎県南高来郡北有馬町及び南松浦郡上五島町の

全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第二百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 玉名市
- 三 構造改革特別区域の名称 玉名市福祉輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 玉名市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第二百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県及び別府市
- 三 構造改革特別区域の名称 留学生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 別府市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業

（一一一一一）

内閣府告示第二百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県宇佐郡安心院町
- 三 構造改革特別区域の名称 「安心の里」農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大分県宇佐郡安心院町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年十二月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年十一月二十八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県
- 三 構造改革特別区域の名称 宇宙開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 西之表市並びに鹿児島県熊毛郡中種子町及び南種子町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業（四一〇））